

後期高齢者医療保険料について

■問合せ 保険課 保険税係 (☎ 0739-26-9965)



■平成 28 年度の保険料率等（年額）

均等割額	4 万 4,177 円（平成 27 年度は 4 万 4,730 円）
所得割額	【平成 27 年中の総所得金額等－基礎控除額（33 万円）】 × 8.93％（平成 27 年度は 8.55％）
限 度 額	57 万円

※保険料率は、和歌山県内均一で定められ、2 年ごとに見直されます。

■均等割額の軽減【平成 28 年度軽減対象判定基準】

世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等（平成 27 年中）の合計額		軽減割合
33 万円（基礎控除額）以下の世帯	8.5 割軽減を受ける世帯のうち、被保険者全員が年金収入 80 万円以下で、その他の所得がない場合	9 割
		8.5 割
【33 万円（基礎控除額）】 + 【26 万 5,000 円 × 当該世帯に属する被保険者数】 以下の世帯		5 割
【33 万円（基礎控除額）】 + 【48 万円 × 当該世帯に属する被保険者数】 以下の世帯		2 割

※軽減判定には、65 歳以上（昭和 26 年 1 月 1 日以前生まれ）の方は、公的年金所得から 15 万円が控除されます。

■所得の低い方の保険料軽減
◇均等割額の軽減
世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額により、上表のとおり均等割額が軽減されます。今年度より、さらに均等割額 2 割・5 割軽減の対象が拡大されました。ただし、総所得金額等が不明の場合は、適用されません。

◇所得割額の軽減
総所得金額等が 91 万円以下の方は、所得割額が 5 割軽減されます。

■職場の健康保険等の被扶養者だった方の保険料軽減
資格を得た日の前日に被用者保険の被扶養者だった方は、保険料の均等割額が 9 割軽減され、所得割額は掛かりません。

■保険料の納付方法
後期高齢者医療保険料の納付方法は、受給している年金額等によって異なります。

年金の年額が 18 万円以上で、介護保険料との合計額がその年金額の 2 分の 1 を超えない方は、原則として特別徴収（年金天引き）となります。ただし、お申出により口座振替を選択することができしますので、ご希望の方は上記へお問い合わせください。

なお、特別徴収の対象となら

ない方や、新規に資格を取得された方の特別徴収が開始されるまでの期間は、普通徴収（納付書又は口座振替による納付）となります。

■保険料の減免制度
罹災や、世帯主の失業による所得の激減等、和歌山県後期高齢者医療広域連合の定める要件に該当する場合には、保険料の徴収猶予や減免制度がありますので、上記へご相談ください。

後期高齢者医療制度の保険証の色が、「みず色」から「うすいオレンジ色」に変わります。

現在お持ちの保険証（被保険者証）は、7 月 31 日①の有効期限となっています。新しい保険証は、7 月中旬に簡易書留郵便により送付します。（お手元に届いたときから使用できます。）※前年所得により、一部負担金の割合を変更する場合があります。

※有効期限切れの保険証は、返却又は裁断処分してください。

☎ 0739（26）9926
保険課 医療係

市政功労者・善行者表彰

■問合せ 秘書課 秘書係 (☎ 0739-26-9910)



5 月 31 日④、田辺市役所において「市政功労者・善行者表彰式典」を執り行いました。真砂市長から、市政功労者表彰として市政の各分野において功績が顕著な方々に表彰状をお贈りし、また、善行者表彰として多大なご寄附を頂いた方々に感謝状をお贈りしました。

田辺市表彰規則では、①地方自治の育成発展（自治）、②社会福祉の増進又は保健若しくは環境衛生の向上（民生）、③産業・経済の振興発展（産業）、④教育・文化等の振興（教育）、⑤災害や犯罪等社会的不安の防止・除去（治安）の 5 部門から成る「功労表彰」と、市民の模範となるようなボランティア活動を長期にわたり続けておられる方や市の公益のために多大なご寄附を頂いた方にお贈りする「善行表彰」、「一般表彰」の 3 種類の表彰を規定しています。



今回表彰された方々は左記のとおりです。（敬称略）

■市政功労者表彰
◇自治功労
坂本みや子、高垣幸司
◇民生功労
（故）平谷芳子
■善行者表彰
◇寄附
伊藤順子、糸川禎彦、東稔雄、一般財団法人新庄愛郷会、株式会社ワイエスイー

行政改革に取り組んでいます

■問合せ 総務課 庶務係 (☎ 0739-26-9916)



■田辺市行政改革第 3 次実施計画（平成 26～28 年度）の取組状況一覧表【平成 28 年 3 月末現在】

重点項目	実施計画全体					平成 26～27 年度計画分【参考】		
	取組項目数 (A)	実施 (目標到達) 項目数 (B)	到達割合 (B/A)	財政効果		取組予定 (目標設定) 項目数 (C)	実施 (目標到達) 項目数 (D)	到達割合 (D/C)
				純効果額 (千円)	累計効果額 (千円)			
住民参画と協働の推進	6	3	50.0%	0	0	4	3	75.0%
民間委託等の推進	3	1	33.3%	15,780	31,560	1	1	100.0%
説明責任の確保と住民意見の反映	4	3	75.0%	0	0	3	3	100.0%
環境に配慮した行政の推進	3	2	66.7%	0	0	3	2	66.7%
事務事業の見直し	7	3	42.9%	37	37	5	3	60.0%
人材育成と人材確保の推進	2	1	50.0%	0	0	1	1	100.0%
情報化の推進	1	0	0.0%	0	0	1	0	0.0%
市民サービスの向上と安全・安心の実現	4	1	25.0%	0	0	1	1	100.0%
組織機構の見直し	1	1	100.0%	0	0	1	1	100.0%
定員管理の適正化	1	1	100.0%	43,800	116,800	1	1	100.0%
給与の適正化	1	0	0.0%	0	0	1	0	0.0%
経費の節減合理化等財政の健全化	12	1	8.3%	35,852	36,668	3	1	33.3%
計	45	17	37.8%	95,469	185,065	25	17	68.0%

※「財政効果」については、効果額が判明しているものに限っており、歳出削減額と歳入面の効果額の合計。
※財政効果「純効果額」は、効果が発生した時点の純減額及び純増額の単純合算額であり、「累計効果額」は、各年度の純減額及び純増額を累計した額。

現在、「田辺市行政改革第 3 次実施計画（平成 26～28 年度）」に基づいて、具体的な取組を進めています。計画の進捗状況は左表のとおりです。

詳しくは、ホームページをご覧ください。上記へお問い合わせください。
http://www.city.tanabe.lg.jp/soumu/syokaku/index.html

国民健康保険税・介護保険料について

■問合せ 保険課 保険税係・収納係 ☎ 0739-26-9965



国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険（以下「国保」）は、各市町村で運営しており、皆さんが安心して平等に医療を受けられるために、自営業の方や職場等で健康保険に加入されていない方、また、会社を退職された方等を対象とした医療保険制度です。

国保の財源は、皆さんに納めていただく保険税や国、県からの補助金等で賄われています。保険税は、病気やけが等の医療費や出産育児一時金、葬祭費等の給付を行うための大切な財源です。国保、後期高齢者医療及び介護保険制度の円滑な運営を図るため、被保険者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

■平成28年度の保険税

下表に基づき保険税額を算定し、7月中旬頃に国保の被保険者の属する世帯の世帯主（納税義務者）に、通知書をお届けします。

■所得の低い方の保険税軽減

世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額により、次のとおり、均等割額及び平等割額が軽減されます。

今年度から、2割・5割軽減に係る所得判定基準額が改正さ

れ、軽減範囲が広がりました。ただし、総所得金額等が不明（所得の申告をされていない等）の場合は適用されません。

7割軽減 基準額	5割軽減 基準額	2割軽減 基準額
33万円以下の世帯	33万円＋26万5,000円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下の世帯	33万円＋48万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下の世帯

【軽減制度があります】

倒産・解雇や雇止め等による離職をされた方で、失業等給付を受ける方については、保険税が軽減されます。

④雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇等による離職）
⑤特定理由離職者（例：雇止め等による離職）として失業等給付を受ける方

※雇用保険受給資格者証の離職理由が11・12・21・22・31・32・23・33・34に該当の方
※高齢受給資格者及び特例受給資格者の方は対象外です。
③軽減を受けるには申請が必要です。

雇用保険受給資格者証の離職理由、申請について詳しくは、上記へお問い合わせください。

介護保険料のお知らせ

■平成28年度介護保険料及び納付方法の決定通知書を7月中旬頃にお届けします

介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支えるための

■平成28年度介護保険料額

保険料段階	保険料額（年間）	対象となる方		
第1段階	3万2,500円	◇生活保護を受給している方 ◇老齢福祉年金を受給している方のうち世帯全員が非課税の方		
		本人が市民税非課税	同じ世帯に いる方全員が 市民税非課税	平成27年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
				平成27年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方
第2段階	5万4,300円	本人が市民税非課税	同じ世帯に いる方全員が 市民税非課税	平成27年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方
第3段階	5万4,300円			平成27年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方
第4段階	6万5,100円			平成27年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第5段階	7万2,400円	本人が市民税非課税	同じ世帯に いる方	平成27年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方
第6段階	8万6,800円			平成27年中の合計所得金額が120万円未満の方
第7段階	9万4,100円			平成27年中の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方
第8段階	10万8,600円	本人が市民税課税	平成27年中の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	平成27年中の合計所得金額が290万円以上の方
第9段階	12万3,000円			平成27年中の合計所得金額が290万円以上の方

第2号被保険者保険料（40歳の方、28%）で賄われています。

市の介護保険料は、市の介護サービス利用に要する費用と地域支援事業に要する費用に基づき決定されます。本年度の第1号被保険者保険料は、上表のとおりです。（第2号被保険者保険料は、加入している医療保険ごとの算出方法により決められ、医療保険分と合わせて徴収されます。）

■保険料の納付方法

年金、障害年金及び遺族年金を受けている方の納付方法は、原則として特別徴収（年金天引き）です。特別徴収の対象とならない方や、新規に資格を取得された方の特別徴収が開始されるまでの期間の納付方法は、普通徴収（納付書又は口座振替）です。

④介護保険料について
⑤介護サービスについて

⑥10ページ参照
⑦10ページ参照
⑧10ページ参照

納期限後納付には、督促手数料・延滞金が掛かります

保険税（保険料）は、納期限までに納付してください。督促状は、納期限後20日以内

■後期高齢者支援金等（国保加入全世帯）

課税限度額 19万円（年額）

所得割額	資産割額	均等割額	平等割額
【前年中の総所得金額等－基礎控除額（33万円）】×2.0%	【今年度の固定資産税額（土地及び家屋に係る分）】×10%	【世帯の被保険者数】×7,000円	【1世帯当たり】6,500円

■介護保険分（40歳以上65歳未満の人【介護保険第2号被保険者】のいる世帯）

課税限度額 16万円（年額）

所得割額	資産割額	均等割額	平等割額
【前年中の総所得金額等－基礎控除額（33万円）】×1.5%	【今年度の固定資産税額（土地及び家屋に係る分）】×9.7%	【世帯の介護保険第2号被保険者数】×9,000円	【1世帯当たり】5,100円

に発送します。督促手数料は、督促状1通につき80円です。延滞金は、租税債務の履行遅滞に対する遅延利息として徴収するものです。これは、納期内に納付した方の利益を尊重し、また、納期内の自主納税を促進して、納税秩序の確立を図るという趣旨に基づいています。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付は口座振替で

普通徴収の納付に口座振替を利用すると、指定された預貯金口座から自動的に引き落とされます。納付の度に金融機関へ行く必要がなく、納め忘れがありません。また、一度手続をすると、翌年度からも自動的に継続されます。（ただし、保険の項目が異なる場合、改めて手続が必要となります。）

口座振替のご依頼は、預貯金口座をお持ちの金融機関で、備付けの「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、お申し込みください。お申込みには、預貯金通帳・印鑑・納付書が必要です。納期は、7月～平成29年3月の毎月（全9回）です。何らかの事情で納付が困難な場合は、お早めに保険課収納係（☎10ページ参照）へご相談ください。

田辺扇ヶ浜海水浴場開設

■問合せ 下記参照



扇ヶ浜海水浴場

■7月1日(金)～8月31日(水)
9時～18時

■設備

更衣室・コインロッカー・シャワー(無料)・温水シャワー(3分間100円 男女各3機設置)

【主なイベント】

■ビーチバレーボールフェスタ
7月17日(日)
扇ヶ浜まつり
8月13日(土)

■その他

各種イベントを企画中です。
【海の家】
10時～17時
※天候等の事情により休業となる場合があります。



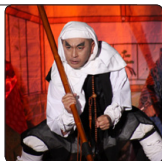
ビーチサイドドルフィン in扇ヶ浜

7月16日(土)～8月17日(水)
9時30分～18時
園イルカふれあい事業実行委員会(南紀みらい株)
0739(25)5554
(開催期間中のみ)

■その他
ビーチパラソル、子供用ライフジャケット等の貸出し(有料・数量限定)
園田辺観光協会(観光振興課内)
0739(26)9929
田辺扇ヶ浜海水浴場
0739(25)1170
(開設期間中のみ)
http://www.tanabe-kanko.jp

第30回弁慶まつり 参加者募集

■問合せ 下記参照



演劇弁慶伝説 出演者&スタッフ大募集!

10月1日(土)(雨天翌日順延)の当日参加、8月からの芝居の練習に参加できることが条件になります。

・弁慶役 身長175cm以上、満18歳以上(高校生不可)の男性1名。副賞賞金は10万円です。
・玉虫役 満18歳以上(高校生不可)の女性1名。副賞賞金は5万円です。

■その他

ただし小玉虫役は小学低学年・鬼若役は小学高学年を想定しています。
※演劇経験、在住の地域、自薦・他薦は問いません。
主な配役は湛増(弁慶の父)、源義経、山賊、家臣、侍女等です。
◇スタッフ 当日参加、事前の準備作業、打合せ会議(主に平日の夜)に参加できる方
7月11日(日)までに下記へ、住所・氏名・生年月日、身長・職業(学校名)・電話番号をご記入の上、直接お持ちいただくか、郵送又はFAXでお申し込みください。

園田辺大通り
7月29日(金)17時までに左記へ、電話でお申し込みください。
※少人数でもご参加いただけますが団体でお申し込みください。また、個人で参加をご希望の方は、当日の参加も可能です。



園田辺大通り
7月29日(金)17時までに左記へ、電話でお申し込みください。
※少人数でもご参加いただけますが団体でお申し込みください。また、個人で参加をご希望の方は、当日の参加も可能です。

■その他

どなたでも参加できる練習会は、9月下旬頃に開催予定です。

園田辺大通り
7月29日(金)17時までに左記へ、電話でお申し込みください。
※少人数でもご参加いただけますが団体でお申し込みください。また、個人で参加をご希望の方は、当日の参加も可能です。

高等学校等通学費・下宿(寮)費助成金

■問合せ 下記参照



今年度から、保護者の所得制限を見直し、下宿(寮)費の上限額を引き上げました。次の①～⑤全てに当てはまる保護者の方
①市に居住し、市の住民基本台帳に記録されていること。
②扶養家族で助成金の対象となる満20歳以下の高校生等の通学費又は下宿(寮)費を月額1万2000円以上(寮費の場合は食費を含む。)負担していること。
③御坊市以南の高等学校等(修業年限が2年以上の学校)に公共交通機関を利用して通学し、又は下宿(入寮)する高校生等(入学した日から3年以内)の保護者であること。
④市税(国民健康保険税を含む。)を完納していること。
⑤保護者の年間所得が、基準金額以下であること。
※基準額については、下記へお問い合わせください。
◇助成金の額
通学費、下宿(寮)費助成金は、いずれか一つしか受給できません。
◇通学費助成
月額交通費×3分の1(月額1万円・年間10か月分を限度)
◇下宿(寮)費助成
月額下宿費又は寮費から食費相当分を除いた額×3分の1(月額5000円・年間10か月分を限度)
7月1日(金)～28日(木)に左記へ、申請書・在学証明書・所得証明書(平成27年分)・市税完納証明書を直接お持ちいただくか、郵送してください。申請書及び下宿(入寮)証明書は、左記で配布しているほか、ホームページからも取得できます。
※下宿(寮)費を申請される方は、下宿(入寮)証明書も必要です。また、所得証明書、市税完納証明書は、保護者の人数分が必要です。
園田辺市立美術館庶務係
〒646-0028
高雄一丁目23-1
市民総合センター3階
0739(26)9941
http://www.city.tanabe.lg.jp/kyouiku/tsugakuhitouseikin.html
◇龍神教育事務所
0739(78)0301
◇中辺路教育事務所
0739(64)0504
◇大塔教育事務所
0739(48)0212
◇本宮教育事務所
0735(42)1164

開館20周年記念特別展

『昭和の洋画を切り拓いた若き情熱～1930年協会から独立へ～』

■問合せ 田辺市立美術館 (0739-24-3770)



7月9日(土)～8月28日(日)10時～17時(入館は16時30分まで)
毎週(ただし、7月18日は開館)・7月19日(火)・8月12日(金)
園田辺市立美術館
②熊野古道なかへち美術館
昭和期に洋画の表現を刷新した画家たちの活動を、1930年協会、独立美術協会の運動に注目して振り返ります。一時代を築いた洋画家たちの秀作が一堂に展示されます。
①600円(480円)
②400円(320円)
※(一)内は20名以上の団体割引料金。学生及び18歳未満の方は、無料。
【記念講演会】
7月23日(土)
8月6日(土)
14時
園田辺市立美術館「研修室」
①演題
佐伯祐三と1930年協会
②講師 三谷渉
(田辺市立美術館学芸員)
③演題
前田寛治と1930年協会
④講師 林野雅人さん
(鳥取県立博物館学芸員)
※観覧料のみ必要



前田寛治《棟梁の家族》
1928(昭和3)年
鳥取県立博物館蔵

※手話通訳があります。
【記念演奏会】
8月20日(土)19時開演
園田辺市立美術館
「エントランスホール」
近代フランスのヴァイオリン音楽
■出演
◇ヴァイオリン 松田淳一
◇ピアノ 松田淳子
■プログラム
ツィガーヌ(M.ラヴェル)、ヴァイオリン・ソナタ(F.プーランク)ほか
小学生以上
80名「先着」
7月30日(土)10時から、電話での予約受付を開始します。